

●周辺地域にお住まいの皆様へ●

(仮称)鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る 条例環境影響評価準備書についての説明会開催等のご案内

鷺沼駅前地区再開発準備組合では、川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外において、交通広場の拡充による交通結節機能の強化を図るとともに、多様な都市機能が立体的に複合した市街地の整備を図るために、商業・業務・公共・住宅・交通広場等を整備する「(仮称)鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業」を計画しており、高層建築物の新設、住宅団地の新設、商業施設の新設及び大規模建築物の新設として環境影響評価するものであります。

この度、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、条例環境影響評価準備書を川崎市長に提出しました。この条例環境影響評価準備書は、川崎市環境局環境評価課、宮前区役所、横浜市役所及び青葉区役所にて、令和4年12月12日より縦覧されております。

つきましては、関係地域(裏面参照)の皆様方に、下記の通り同条例に基づく、「(仮称)鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価準備書」についての説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、今回の説明会は、新型コロナウイルス感染症への対策を行った上で開催させていただきます。発熱(37.5℃以上)等の症状がある場合、ご来場はご遠慮ください。また、感染状況に応じ対策を取らせて頂く場合がございます。ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

※今回の説明会は、令和2年7月17日、19日に開催した条例環境影響評価準備書についての説明会后、事業計画を見直し、条例環境影響評価準備書を再提出したことから開催いたします。

鷺沼駅前地区再開発準備組合

<説明会の日時及び会場>

●日 時(説明内容は各回とも同様となります)

第1回:令和5年1月6日(金) 18時30分~20時00分 (約200名)

第2回:令和5年1月7日(土) 15時00分~16時30分 (約200名)

※受付開始は、開始時刻の30分前からとなります。

●会 場(位置は下図参照)

川崎市立土橋小学校 体育館:川崎市宮前区土橋 3-1-11(北門よりお越しください)

※東急田園都市線、鷺沼駅または宮前平駅より徒歩約10分

※来場の際は公共交通機関をご利用ください。説明会会場にはお車・バイク・自転車等でのご来場はご遠慮ください。駐車場及び駐輪場はありません。



※会場内換気のため、窓等を開閉させていただきますので、防寒対策について、十分にご準備をお願いいたします。

<事業内容等に関するお問合せ窓口>

名 称:鷺沼駅前地区再開発準備組合

住 所:〒150-8511 東京都渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘町ビル

電 話:03-6222-8570(担当:辻本・鈴木・北條・小野)

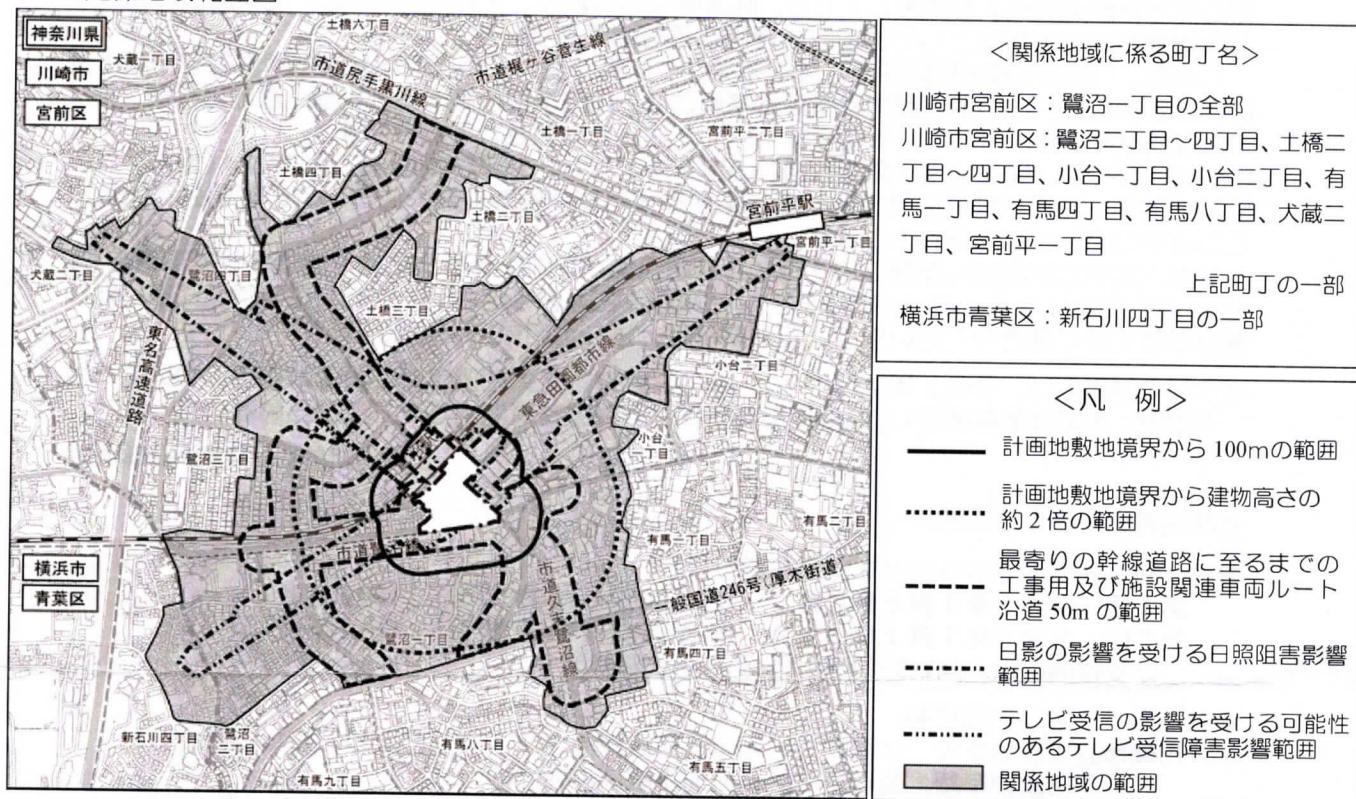
お問合せ時間:平日 9:00~18:00 ※土日・祝日・年末年始(12月28日~1月3日)除く

<関係地域>

関係地域は、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づき、建設機械の稼働に伴う大気質、騒音及び振動の影響を受ける可能性のある地域（計画地敷地境界から100mの範囲）、計画建物に係る風の影響を受ける可能性のある地域（計画地敷地境界から建物高さの約2倍（約292m）の範囲）、工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動の影響を受ける可能性のある地域（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両ルート沿道50mの範囲）、計画建物に係る日影の影響を受ける地域、テレビ受信障害の影響を受ける可能性のある地域により定めたものです。

※上記地域は、必ずしも本事業の実施による影響が生じる地域ではありません。

●関係地域範囲図



<条例環境影響評価準備書の縦覧期間、場所及び意見書の提出等>

●条例環境影響評価準備書の縦覧期間

○令和4年12月12日（月）～令和5年1月25日（水）

●条例環境影響評価準備書の縦覧場所及び時間

○川崎市環境局環境評価課（川崎市役所第3庁舎15階）：8時30分～17時00分

○宮前区役所：8時30分～17時00分

○横浜市環境創造局環境影響評価課：8時45分～17時15分

○青葉区役所：8時45分～17時00分

（土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）の閉庁日は除きます。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧できます。）

※川崎市のホームページでも条例準備書の内容をご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

●条例環境影響評価準備書に対する意見書の提出先及び提出期限

【意見書提出先及び環境影響評価手続きに関するお問合せ先】

○川崎市環境局環境評価課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地／電話：044-200-2156

（意見書の用紙は、各縦覧場所に用意されております。なお、住所、氏名、指定開発行為の名称及び条例準備書についての環境の保全の見地からの意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。）

【意見書の提出方法】

○郵送、川崎市ホームページ提出フォーム又は持参に限ります。

持参の場合、川崎市役所第3庁舎15階環境評価課までお持ちください。

（宮前区役所等では受付ておりません。）

※川崎市ホームページから意見書を提出する方は次のアドレスとなります。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000095709.html>

【意見書の提出期限】

○令和5年1月25日（水）（郵送の場合は、当日の消印有効。）